

2026年度「しがこども体験学校」の登録について

1 提出書類

以下の様式に必要事項を記入し、滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課へ電子メールで提出してください。

様式2-2 「しがこども体験学校」事業実施団体登録書

様式3 「しがこども体験学校」実施事業基本情報入力票

様式3-1 「しがこども体験学校」事業計画書 イベント型

様式3-2 「しがこども体験学校」事業計画書 受注型

様式3-3 「しがこども体験学校」事業計画書 出前講座型

※県のセキュリティの都合上、編集時にエクセルの保存形式(.xlsx)を別の保存形式に変更しないでください。

※しがこども体験学校では、プログラムを次の3類型に分類しています。

- イベント型・・・実施日が明確になっている事業
- 受注型・・・参加者が現地に出向き、申込に応じてプログラムを実施する事業
- 出前講座型・・・参加者の希望する場所で、プログラムを実施する事業

※様式は、しがこども体験学校ホームページからダウンロードできます。

(アドレス：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kosodate/300072.html>)

2 提出期限 令和8年4月17日(金)

3 テーマについて

しがこども体験学校では、以下の5つのテーマを設定していますので、いずれかのテーマを取り入れた事業を実施してください。

【しがこども体験学校のテーマ】

「ふれあい」……………人、動物との交流を通し、生きることのすばらしさを学ぶ

「くらし・創作」……………ものを作る楽しさ、社会と関わることで社会の営みの大切さを学ぶ

「自然」……………川やびわ湖、山をフィールドに五感を使った体験を通し、命の大切さを学ぶ

「里山・田んぼ」……………里山、森林、田畑をフィールドに五感を使った体験を通し、命の大切さを学ぶ

「文化芸術・歴史」……………優れた芸術や伝統文化、歴史を感じるにより豊かな心を育む

4 情報発信について

- ・令和8年度は、7月上旬(1日予定)に滋賀県ホームページ「しがこども体験学校」に事業の詳細を掲載して情報発信を行います。また、夏休みの時期に開催されるイベント型プログラムを「しがのこどものなつやすみ」として取りまとめ、夏休み前に県内すべての小学生に広報誌の配布等を行い周知します。

- ・ 7月上旬の情報発信後は、プログラム開催日の前月第1週を目途にホームページで定期的に情報発信します。このため、2の提出期限以降にプログラムの追加等が発生した場合は、開催日の3箇月前の月末までに様式3を提出してください。

(例) 10月24日(土)開催のプログラムの情報発信を希望する場合

→7月31日(金)までに県へ様式3を提出

2027年5月3日(月)開催のプログラムの情報発信を希望する場合

→2027年2月26日(金)までに県へ様式3を提出

- ・ 情報発信の対象は、次の①から③に該当する事業になります。

①県内で実施する事業であること。

②県全域の小学生を参加対象とすること。

③実施日と申込期日が7月以降であること。

- ・ 情報発信を希望される事業について、1事業ごとに様式3に入力をお願いします。なお、編集の都合上、様式の枠内、行・列の幅に収まる情報量で入力をお願いします。

- ・ 様式3に入力いただいた情報は、自動的に様式3-1～3-3にその内容が反映されますが、分類テーマ、実施エリア、プログラム内容については、直接入力をお願いします。

- ・ 子どもがプログラムの内容をイメージできるよう、今回から写真を掲載して広報を行いますので、様式3には体験の様子がわかる写真データ(2MBまで)を掲載してください。なお、写真は写っている方の使用許諾を得たものに限ります。

- ・ また、様式3とは別に、前年度の活動の様子などが分かる写真データ(jpeg形式、200KBまで)の提供をお願いします。

- ・ 県民の皆さんに広く広報するため、提供いただいたプログラムは、県教育委員会事務局(生涯学習課、幼小中教育課)および環境政策課と共有します。共有する所属から体験活動に関する事業の御案内等をお送りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【情報共有する所属】

県教育委員会事務局……………滋賀県学習情報提供システム「におねっと」で発信

県環境政策課……………県ホームページ「びわ活ガイド」や環境政策課公式インスタグラムで発信